

京都市消防局訓令甲第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防署組織規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月27日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第3条及び第4条を次のように改める。

(組織)

第3条 消防署に総務課及び消防課を置く。

2 消防課に第一部、第二部及び第三部（以下「各部」という。）を置く。

(副署長等)

第4条 消防署に副署長（総務担当）及び副署長（予防・警防担当）（以下「副署長」という。）を置く。

2 課に課長を置く。

3 各部に警防統括課長を置く。

4 課に次の表に掲げる係長その他必要な職員を置く。

課 の 名 称	係 長 の 職 名
総 務 課	企画管理係長 消防団係長
消 防 課	予防係長 指導係長 市民指導係長

5 課又は各部に、担当課長、課長補佐、担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

第5条第1項中「及び担当課長」を「、警防統括課長及び担当課長」に改める。

第6条第5項中「、予防係長、指導係長」を「、係長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「及び係長（予防係長及び指導係長を除く。）」を削り、同項の次に次の1項を加える。

4 警防統括課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、補佐職員を指揮監督する。

第7条の見出し中「代理」を「の代理」に改め、同条第1項中「予防課長、

警防課長」を「消防課長」に改め、同条第2項中「課長に」を「課長又は警防統括課長に」に改める。

第8条を次のように改める。

(事務の概目)

第8条 課の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 庶務に関すること。
- (2) 事業の企画及び計画に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 消防団に関すること。

消防課

- (1) 査察及び事業所の防火指導に関すること。
- (2) 建築物に関する同意事務並びに消防用設備等及び特殊消防用設備等に関すること。
- (3) 危険物の規制に関すること。
- (4) 住宅防火対策に関すること。

2 各部の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 災害の警戒及び防御に関すること。
- (2) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。
- (3) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- (4) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関すること。

第9条第3項を次のように改める。

3 分署に消防課を置く。

第9条に次の1項を加える。

4 消防課に各部を置く。

第10条第4項中「及び担当課長」を「、警防統括課長及び担当課長」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「課に」を「課又は各部に、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「係に係長」を「消防係長、企画予防係長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 各部に警防統括課長を置く。

第11条第4項中「担当課長補佐」の右に「，係長」を加え，同項を同条第5項とし，同条第3項を同条第4項とし，同条第2項中「及び係長」を削り，同項の次に次の1項を加える。

3 警防統括課長は，上司の命を受け，所掌事務を掌理し，補佐職員を指揮監督する。

第12条第1項中「警防課長」を「消防課長」に改め，同条第2項本文中「警防課長」を「消防課長又は警防統括課長」に改める。

第13条を次のように改める。

(分署の事務の概目)

第13条 分署の分掌する事務の概目は，次のとおりとする。

- (1) 分署の庶務に関する事。
- (2) 分署の事業の企画及び計画に関する事。
- (3) 災害の警戒及び防御に関する事。
- (4) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関する事。
- (5) 査察及び事業所の防火指導の実施に関する事。
- (6) 住宅防火対策に関する事。
- (7) 自主防災組織の育成及び指導に関する事。
- (8) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関する事。

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部総務課)